

## 資料2 「学校・教師が担う業務に係る3分類」に係る教育委員会の取組状況

取組内容	取組割合
①登下校時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールガード・リーダー、地域人材等）が中心に対応している	61.0%
②放課後から夜間等における見回り、児童生徒が補導された時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に対応している	25.8%
③学校徴収金（給食費を含む）の徴収・管理は、教職員が関与しない方法で徴収・管理又は地方公共団体や教育委員会で徴収・管理等を行っている	36.5%
④地域人材等との連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員（社会教育法第9条の7）等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している	44.6%
⑤学校における調査・統計への回答等は、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう各学校に促している	36.4%
⑥児童生徒の休み時間における対応は、地域人材等の協力を得ている	5.6%
⑦校内清掃は、地域人材の協力を得ることや民間委託等をしている	16.6%
⑧部活動について、部活動指導員をはじめとした外部の人材の参画を図っている	72.1%
⑨給食時は、栄養教諭等と連携するほか、地域人材の協力を得ている	21.1%
⑩授業準備について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている	68.2%
⑪学習評価や成績処理の補助的業務について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている	38.9%
⑫学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を図ったりするなど、負担軽減を図るよう学校に促している	49.1%
⑬進路指導のうち、就職先の情報収集等について、事務職員や支援スタッフ等の参画・協力を進めている	11.4%
⑭支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている	97.2%

（注1）「学校・教師が担う業務に係る3分類」とは、平成31年1月に中教審が、これまで学校・教師が担ってきた業務のうち役割分担等について特に議論すべき14の業務を、「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに仕分けを行ったもの

（注2）調査対象は、学校（公立の幼稚園～高等学校）の教職員の服務監督をする全ての教育委員会や事務組合等（47都道府県教育委員会、20指定都市教育委員会、1,727市区町村教育委員会・事務組合等）

2023年11月16日 参議院文教科学委員会 れいわ新選組：船後靖彦

出典：「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査【結果概要】」文部科学

省（令和4年12月）、[https://www.mext.go.jp/content/20221223-mxt\\_zaimu-000026953\\_6.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20221223-mxt_zaimu-000026953_6.pdf)

より船後靖彦事務所作成